

乙第4号議案

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第32条第7号中「には」を「における」に改める。

第51条第3項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第69条第8号、第91条第10号及び第108条第8号中「には」を「における」に改める。

第179条に次の1項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第180条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第180条に次の1項を加える。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第184条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合における当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第185条中「第88条から第94条まで」を「第88条から第90条まで、第92条から第94条まで」に、「第185条において読み替えて準用する第91条」を「第184条の2」に改め、「、第91条中「第94条」とあるのは「第185条において読み替えて準用する第94条」と」を削る。

第192条第8号、第199条の3第8号及び第201条の9第9号中「には」を「における」に改める。

(沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

第7条第8号及び第36条第10号中「には」を「における」に改める。

第71条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合における当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要な事項

第78条に次の1項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにならなければならない。

第84条中「、第36条」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年 6月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令が施行されたことを踏まえ、就労継続支援A型に係る運営に関する基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。